

対象者

・満70歳以上の介護保険料第3段階以下（世帯全員が住民税非課税）の方

・障害者手帳（身体・知的・精神）を所有する方又は、障害年金受給者で非課税の方

・生活保護受給の方

・町内の施設入所されている方

・ひとり親世帯の方（小学生は助成対象外です）

・満80歳以上の方



☎ ② 2411

問合せ 健康福祉課 福祉住民サービスグループ
(追分庁舎)



通常料金300円の半額チケットを週1往復利用分とし、年間最大106枚交付します。
(1月中に申請の場合は、42枚の交付となります)

申請先

住民生活課 住民サービスグループ
(早来庁舎)、健康福祉課
福祉住民サービスグループ
(追分庁舎)

たばこは
町内で買いましょう！

年末調整の準備は お早めに

勤務先に諸控除の申請を

給与所得者の所得税および復興特別所得税は、通常、事業所が行う年末調整で精算されます。

本年中に扶養親族などに異動があつた方や保険料（生命・地震など）を支払った方は、諸控除の申告書を勤務先に提出してください。

年末調整事務担当者説明会

平成29年分の年末調整の仕方や各種書類の記入方法の説明会を行います。

日時 11月21日(火)10時～
会場 町民センター中集会室

問合せ 苦小牧税務署
☎ ② 2513

問合せ 税務課税務グループ
苦小牧税務署
☎ ② 2513

問合せ 税務課税務グループ
苦小牧税務署
☎ ② 2513

住宅リフォームに関する減税制度について

住宅のリフォームは、一定の要件※を満たしていれば所得税の控除や固定資産税の軽減を受けることができます。

※要件はリフォームの種類によって異なりますので、施工業者にお尋ねください。
【リフォーム減税の種類】

・耐震リフォーム
・バリアフリーリフォーム
・省エネリフォーム
・同居対応リフォーム
・長期優良住宅化リフォーム

家屋を取り壊した時は 手続きを

町内にある住宅や倉庫などを取り壊した時は、年内に手続きを済ませましょう。

固定資産税は毎年1月1日現在の状況で課税されるため、今年中に家屋を取り壊した場合、翌年度からは課税されなくなります。

①登記家屋 法務局で建物滅失登記の申請をしてください。

②未登記家屋 税務課に家屋滅失届を提出してください。
問合せ 税務課税務グループ
☎ ② 2513
札幌法務局 苦小牧支局
☎ ② 2513
0144 347403



防災・危機管理コーナー ～防災行政無線などを用いた 情報伝達訓練の実施について～

平成29年11月14日(火)午前11時ころ、地震や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国一斉に行われ、防災行政無線から「これは、Jアラートのテストです」とのメッセージが3回放送されます。

また、11月以降、毎月1回第4水曜日午後2時にJアラートのテスト実行を行います。防災行政無線から「これは、Jアラートのテストです」とのメッセージが放送される場合があります。

※いずれも、実際のミサイル発射情報などとお間違えのないように注意してください。

問合せ 安平町総務課情報グループ ☎ ② 2511